消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

新型コロナウイルス感染症検査キットに関するトラブルに注意

【事例1】

コロナ検査キットを購入したところ、検査キットには「研究用」と書かれて いた。製造者に性能について問い合わせたが、混みあっていて電話に出ない。

【事例2】

体調不良を感じたため、ネットで見つけた業者に抗原検査キットを申し込んだ。3時間で配送、15分間で検出とうたっていたが、業者に確認したところ、発送は9日後になり、解約は受け付けないと言われた。

新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量 検査、抗原定性検査等があり、いずれも人の細胞内にウイルスが存在している かどうかを調べるための検査です。

家庭等において、体調が気になる場合に自主検査を行い、確実な医療機関の 受診につなげるため、薬局等で抗原検査キットが販売されています。国の承認 を受けた医療用の抗原検査キットは「体外診断用医薬品」と表示されています が、「研究用」と称される抗原検査キットは性能等が確認されたものではなく 注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

- 1. 抗原検査キットは体調等が気になる場合に、セルフチェックとして使用するものです。
- 2. 抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」を購入・使用しましょう。
- 3. 購入・使用の際は、商品の注意書、使用方法等をよく確認しましょう。
- 4. ネット通販で購入する際は、広告に偽りがある、商品を送ってこない、連絡が取れないなどの悪質な業者と取引しないよう、注文前に事業者情報をしっかり確認しましょう。
- 5. 抗原検査キットを使用し、陽性の結果が出た場合は、速やかに医療機関を 受診してください。受診する場合は、まずはかかりつけ医や身近な医療機 関、「受診・相談センター」に電話で相談しましょう。また、陰性の場合 でも、引き続き感染予防対策を行いましょう。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。 消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。 (くらしの110番 2022年3月)